

富里市景観条例施行規則

(令和 8 年 6 月 19 日規則第 15 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号。以下「省令」という。）及び富里市景観条例（令和 8 年条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第 2 条 この規則において、「工作物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (3) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (4) 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの
- (5) 擁壁、塀、柵その他これらに類するもの
- (6) 太陽光発電施設（同一敷地又は一団の土地等に太陽光発電設備等を設置するものであって、建築物の屋上等に設置するものを除く。）

(届出書等)

第 3 条 法第 16 条第 1 項の規定による届出は、富里市景観計画区域内行為届出書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する届出書に添える立面図は、建築物又は工作物の外観の全てを表示する面数の立面図で、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格 Z 8 7 2 1 に定める色相、明度及び彩度の 3 属性の値を表示したものとする。

3 条例第 10 条第 2 項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、行為の規模が大きいため、第 1 号及び第 3 号に掲げる縮尺の図面によっては適切に示すことができない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を示す図面で縮尺 2, 500 分の 1 以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の

1以上のもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

4 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書を添える必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(変更の届出書)

第4条 法第16条第2項の規定による届出は、富里市景観計画区域内行為変更届出書（別記第2号様式）に前条第1項に規定する届出書に添えた図書のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

(適合通知)

第5条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、富里市景観計画区域内行為適合通知書（別記第3号様式）により当該届出を行った者にその旨を通知するものとする。

(届出対象行為)

第6条 条例第11条に規定する規則で定める規模は、別表の左欄に掲げる届出対象行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる届出対象規模とする。

(事前協議)

第7条 条例第13条の規定による協議をしようとする者は、法第16条第1項又は第2項に規定する事項を記載した事前協議書（別記第4号様式）に省令第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書（同条第3項の規定により市長が省略させるものを除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第13条の規定による協議は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする日の30日前までに開始するものとする。

(勧告)

第8条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（別記第5号様式）により行うものとする。

(命令)

第9条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（別記第7号様式）により行うものとする。

(期間の延長)

第10条 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(公表の方法)

第11条 条例第16条の規定による公表は、勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）並びに勧告又は命令の内容その他市長が必要と認める事項について、富里市公告式条例（昭和29年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、市公式ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第9号様式）とする。

(行為の完了等の報告)

第13条 条例第17条の規定による行為の完了又は中止の報告は、富里市景観計画区域内行為完了・中止報告書（別記第10号様式）により行うものとする。

- 2 前項に規定する報告書（行為の完了に係るものに限る。以下同じ。）には、当該報告書に係る行為が完了した後の状況を示す写真並びに撮影の位置及び方向を示した図面を添えなければならない。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第14条 省令第7条第1項及び第12条第1項に規定する提案書は、景観重要建造物（景観重要樹木）指定提案書（別記第11号様式）とする。

(景観重要建造物等の指定の通知等)

第15条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（景観重要樹木）指定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

- 2 法第27条第3項の規定において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項の規定において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（景観重要樹木）指定解除通知書（別記第13号様式）により行うものとする。
- 3 法第21条第2項又は第30条第2項に規定する標識は、景観重要建造物又は景観重要樹木の景観を損なわない意匠とするとともに、道路その他の公共の場所から公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更)

第16条 省令第9条第1項及び第14条第1項に規定する申請書は、景観重要建造物（景観重要樹木）現状変更許可申請書（別記第14号様式）とする。

- 2 市長は、前項に規定する申請書により申請があつたときは、その内容を審査し、その許可の可否を決定し、景観重要建造物（景観重要樹木）現状変更

許可・不許可通知書（別記第 15 号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（景観重要建造物等の所有者の変更の届出）

第17条 法第 43 条の規定による届出は、景観重要建造物（景観重要樹木）所有者変更届出書（別記第 16 号様式）により行うものとする。

（景観まちづくり市民団体の認定要件）

第18条 条例第 20 条第 1 項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 良好な景観の形成の推進に資する活動を行うものであること。
- (2) その活動がその所有権その他財産権を不当に制限するものでないこと。
- (3) その活動が専ら営利を目的とする活動でないこと。
- (4) その活動が政治的又は宗教的なものでないこと。

（景観まちづくり市民団体の認定申請）

第19条 条例第 20 条第 2 項の規定による申請は、景観まちづくり市民団体認定申請書（別記第 17 号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 団体規約
- (2) 活動の区域を示す図面
- (3) 役員及び構成員の名簿
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（景観まちづくり市民団体の認定通知）

第20条 市長は、条例第 20 条第 2 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、景観まちづくり市民団体認定・不認定通知書（別記第 18 号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

（景観まちづくり市民団体の変更の届出）

第21条 条例第 20 条第 3 項の規定による届出は、景観まちづくり市民団体規約等変更届出書（別記第 19 号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

（景観まちづくり市民団体の認定の取消し）

第22条 市長は、条例第 20 条第 4 項の規定により景観まちづくり市民団体認定の取消しをしたときは、景観まちづくり市民団体認定取消通知書（別記第 20 号様式）により当該取消しに係る団体の代表者に通知するものとする。

（景観アドバイザー）

第23条 条例第 25 条第 1 項に規定する景観アドバイザーは、都市計画、建築、

造園、土木、造形又は色彩に関する専門知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱するものとする。

（景観アドバイザーの職務）

第24条 景観アドバイザーは、次に掲げる事項に関し、良好な景観の形成の見地から情報の提供及び専門的な助言を行うものとする。

- (1) 条例第14条第1項に規定する助言
- (2) 公共事業等の景観形成に関する事項
- (3) 景観まちづくり市民団体への技術的援助
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（補則）

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年12月1日から施行する。

別表（第6条関係）

届出対象行為		届出対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更及び同色の塗り替え		高さ10mを超えるもの又は延べ面積500㎡以上のもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更及び同色の塗り替え	煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの	高さ15mを超えるもの又は築造面積1,000㎡以上のもの
	擁壁、塀、柵その他これらに類するもの	高さ2mを超え、かつ、長さ30mを超えるもの
	太陽光発電施設	区域面積1,000㎡以上のもの
都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為		区域面積1,000㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		区域面積1,000㎡以上のもの又は堆積の高さ2mを超え

	るもの
木竹の植栽又は伐採	区域面積1,000㎡以上のもの

別記

第1号様式（第3条関係）

富里市景観計画区域内行為届出書

年 月 日

富里市長

様

届出者 住所
氏 名
電話番号
(法人その他の団体にあつては、その名称
及び主たる事務所の所在地)

景観計画の区域内における行為について、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

届 出 対 象 行 為 の 種 類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更することとなる修繕・模様替え ☐ 色彩の変更 ☐ 同色の塗り替え	
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更することとなる修繕・模様替え ☐ 色彩の変更 ☐ 同色の塗り替え	
	☐ 開発行為		
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	☐ 木竹の植栽又は伐採		
行 為 の 場 所			
行 為 の 場 所 の 区 分	景 観 ゾ ー ン	☐ 住宅地景観ゾーン	☐ 商業地景観ゾーン
		☐ 工業地景観ゾーン	☐ 田園景観ゾーン
	景 観 軸	☐ 道路景観軸	☐ 河川景観軸
	景 観 拠 点	☐ ふれあい拠点	☐ とみさと中心拠点
		☐ にぎわい拠点	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
設 計 者 の 住所及び氏名	住所 氏名 電話番号		

工事施行者の住所及び氏名		住所 氏名					電話番号			
設計又は 施行方法	建築物	区 分	届 出 部 分		既 存 部 分		合 計			
		敷 地 面 積	m ²		m ²		m ²			
		建 築 面 積	m ²		m ²		m ²			
		延 べ 面 積	m ²		m ²		m ²			
		主 要 用 途				高 さ	m			
		階 数	地上 階、地下 階			構 造				
		屋 根	仕上げ			色 彩				
		外 壁	仕上げ			色 彩				
	工 作 物	種 類								
		高 さ	m			延 長	m			
		築 造 面 積	m ²			構 造				
		外 観	仕上げ			色 彩				
	開 発 行 為	目 的								
		開 発 面 積	m ²							
	屋外における土 石、廃棄物、再生 資源その他の物件 の 堆 積	堆 積 する 物 件 の 内 容								
		修 景 の 方 法								
		堆 積 の 高 さ	m							
		区 域 面 積	m ²							
	木 竹 の 植 栽 又 は 伐 採	樹 種								
		区 域 面 積	m ²							

第2号様式（第4条関係）

富里市景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

富里市長

様

届出者 住 所
氏 名
電話番号
(法人その他の団体にあつては、その名称
及び主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで届け出た景観計画の区域内における行為の変更について、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

受 付 番 号	第 号
変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
変更予定年月日	年 月 日

第3号様式（第5条関係）

富里市景観計画区域内行為適合通知書

第 年 月 日 号

様

富里市長



年 月 日付けで届出のあった景観計画の区域内における行為について、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するので、下記のとおり通知します。

記

- 1 受付番号 第 号
- 2 行為の種類
- 3 行為の場所

第4号様式（第7条関係）

事前協議書

年 月 日

富里市長

様

届出者 住 所
氏 名
電話番号
(法人その他の団体にあつては、その名称
及び主たる事務所の所在地)

景観計画の区域内において予定する行為について、関係図書を添えて次のとおり協議します。

届 出 対 象 行 為 の 種 類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更することとなる修繕・模様替え ☐ 色彩の変更 ☐ 同色の塗り替え	
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更することとなる修繕・模様替え ☐ 色彩の変更 ☐ 同色の塗り替え	
	☐ 開発行為		
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
	☐ 木竹の植栽又は伐採		
行 為 の 場 所			
行 為 の 場 所 の 区 分	景 観 ゾ ー ン	☐ 住宅地景観ゾーン	☐ 商業地景観ゾーン
		☐ 工業地景観ゾーン	☐ 田園景観ゾーン
	景 観 軸	☐ 道路景観軸	☐ 河川景観軸
	景 観 拠 点	☐ ふれあい拠点	☐ とみさと中心拠点
		☐ にぎわい拠点	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
設 計 者 の 住所及び氏名	住所 氏名 電話番号		
工事施行者の 住所及び氏名	住所 氏名 電話番号		

設 計 又 は 施 行 方 法	建 築 物	区 分	届 出 部 分		既 存 部 分		合 計		
		敷 地 面 積	m ²		m ²		m ²		
		建 築 面 積	m ²		m ²		m ²		
		延 べ 面 積	m ²		m ²		m ²		
		主 要 用 途				高 さ	m		
		階 数	地 上 階、地 下 階			構 造			
		屋 根	仕 上 げ			色 彩			
		外 壁	仕 上 げ			色 彩			
	工 作 物	種 類							
		高 さい	m			延 長	m		
		築 造 面 積	m ²			構 造			
		外 観	仕 上 げ			色 彩			
	開 発 行 為	目 的							
		開 発 面 積	m ²						
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆 積 する物件 の 内 容							
		修 景 の 方 法							
		堆 積 の 高 さい	m						
		区 域 面 積	m ²						
	木 竹 の 植 栽 又 は 伐 採	樹 種							
		区 域 面 積	m ²						

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



勸告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、富里市景観条例第16条の規定により、氏名、住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）その他必要な事項を公表する場合があります。

記

1 届出のあった行為

2 適合しないと認められる理由

3 とるべき措置

4 履行期限 年 月 日

5 報告期限 年 月 日

6 報告先

第6号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

富里市長



変 更 命 令 書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、富里市景観条例第16条第1項の規定により、氏名、住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）その他必要な事項を公表する場合があります。

記

- 1 届出のあった行為
- 2 適合しないと認められる理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富里市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において市を代表する者は、富里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

富里市長



原状回復等命令書

年 月 日付け 第 号で通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、富里市景観条例第16条第1項の規定により、氏名、住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）その他必要な事項を公表する場合があります。

記

- 1 原状回復等命令の対象となる行為
- 2 命令の理由
- 3 とるべき措置
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 報告期限 年 月 日
- 6 報告先

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富里市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において市を代表する者は、富里市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 年 月 日 号

様

富里市長



期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項の規定により、下記のとおり期間を延長したいので、通知します。

記

1 届出のあった行為

2 延長する期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

3 延長の理由

第 9 号様式（第 1 2 条関係）

(表)

8.5センチメートル

第 号

身分証明書

所属
職名
氏名
(年 月 日生)

上記の者は、景観法第17条第8項の規定により立入検査又は立入調査を行うことができる者であることを証明する。

年 月 日

富里市長

印

6センチメートル

(裏)

景観法(平成16年法律第110号)抄

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。))について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

2～6 略

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 1 0 号様式（第 1 3 条関係）

富里市景観計画区域内行為完了・中止報告書

年 月 日

富里市長

様

届出者 住 所
氏 名
電話番号
(法人その他の団体にあつては、その名称
及び主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで届け出た景観計画の区域内における行為を完了・中止
したので、次のとおり報告します。

受 付 番 号	第 号
中 止 の 理 由	
完 了 又 は 中 止 年 月 日	年 月 日

第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

景観重要建造物（景観重要樹木）指定提案書

年 月 日

富里市長

様

提案者 住 所
氏 名
電話番号
(法人その他の団体にあつては、その名称
及び主たる事務所の所在地)

景観重要建造物（景観重要樹木）の指定について、関係図書を添えて次のとおり提案
します。

建 造 物 の 名 称 又は樹木の樹種	
建 造 物 又 は 樹 木 の 所 在 地	
建 造 物 の 外 観 又は樹木の樹容 の 特 徴	
建 造 物 又 は 樹木の所有者の 住 所 及 び 氏 名	
提 案 の 理 由	

第 1 2 号様式（第 1 5 条関係）

景観重要建造物（景観重要樹木）指定通知書

第 年 月 日 号

様

富里市長



景観重要建造物（景観重要樹木）として指定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指 定 番 号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 建造物の名称又は樹木の樹種
- 4 建 造 物 又 は 樹 木 の 所 在 地
- 5 建造物又は樹木の所有者の住所及び氏名
- 6 指定の理由となった外観又は樹容の特徴
- 7 景観法第 1 9 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲

第 1 3 号様式（第 1 5 条関係）

景観重要建造物（景観重要樹木）指定解除通知書

第 年 月 日 号

様

富里市長



景観重要建造物（景観重要樹木）の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 指 定 番 号 | 第 年 月 日 号 |
| 2 指 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| 3 指定解除年月日 | 年 月 日 |
| 4 指定解除の理由 | |

第14号様式（第16条関係）

景観重要建造物（景観重要樹木）現状変更許可申請書

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(法人その他の団体にあつては、その名称
及び主たる事務所の所在地)

景観重要建造物（景観重要樹木）の現状変更をしたいので、関係図書を添えて次のとおり申請します。

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
行 為 の 種 類	
行 為 の 場 所	
設 計 又 は 施 行 方 法	
行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

第15号様式（第16条関係）

指令第 号

住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、その
名称及び主たる事務所の所在地）

景観重要建造物（景観重要樹木）現状変更許可・不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（景観重要樹木）の現状
変更について、下記のとおり（許可した・不許可とした）ので通知します。

年 月 日

富里市長



記

1 許可

(1) 指 定 番 号 第 号

(2) 指定年月日 年 月 日

(3) 行為の種類

(4) 行為の場所

(5) 許可の条件

2 不許可

理由

第16号様式（第17条関係）

景観重要建造物（景観重要樹木）所有者変更届出書

年 月 日

富里市長

様

届出者 住 所
氏 名
電話番号
(法人その他の団体にあつては、その名称
及び主たる事務所の所在地)

景観重要建造物（景観重要樹木）の所有者が変更したので、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号	
指 定 年 月 日	年 月 日	
建 造 物 又 は 樹 木 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名	変更前	住所 氏名
	変更後	住所 氏名
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	

第 17 号様式（第 19 条関係）

景観まちづくり市民団体認定申請書

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号

景観まちづくり市民団体の認定を受けたいので、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

活 動 の 目 的	
活 動 内 容	
活 動 の 区 域	

【添付書類】

- ☐ 団体規約
- ☐ 活動の区域を示す図面
- ☐ 役員及び構成員の名簿
- ☐ その他

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



景観まちづくり市民団体認定・不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった団体について、景観まちづくり市民団体として、下記のとおり（認定・不認定）としたので通知します。

記

1 認定

(1) 景観まちづくり市民団体の名称

(2) 認定年月日 年 月 日

(3) 活動の区域

2 不認定

理由

第 19 号様式（第 21 条関係）

景観まちづくり市民団体規約等変更届出書

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号

景観まちづくり市民団体の規約等の変更をしたので、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	

【添付書類】

☐ 変更した団体の規約等

第 号
年 月 日

様

富里市長



景観まちづくり市民団体認定取消通知書

景観まちづくり市民団体の認定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 景観まちづくり市民団体の名称
- 2 認 定 年 月 日 年 月 日
- 3 認定取消年月日 年 月 日
- 4 取 消 し の 理 由